

# 藤枝市アセットマネジメント基本方針

改訂版（案）

平成 26 年 8 月（策定）

令和 年 月（改訂）



藤枝市  
Fujieda City

## 目次

第1章 はじめに .....	1
1 方針策定の背景と目的.....	1
2 計画期間 .....	1
3 対象範囲 .....	2
4 方針の位置づけ.....	2
5 ローカル SDGs の推進.....	3
第2章 本市の状況 .....	4
1 人口推移.....	4
2 財政状況 .....	5
3 人口推移を踏まえた財政状況に関する考察.....	7
第3章 公共施設の現状と課題 .....	9
1 公共建築物の現状.....	9
2 インフラの現状 .....	12
3 有形固定資産減価償却率の推移.....	16
4 公共施設の課題.....	17
第4章 公共施設の管理に関する基本的な考え方 .....	18
1 アセットマネジメントの5つの基本方針.....	18
2 アセットマネジメント基本方針の具体的な取組 .....	20
3 公共施設の長寿命化対策に係る経費見込み.....	24
第5章 実行体制の整備.....	25
1 アセットマネジメントの推進体制.....	25
2 フォローアップ.....	26
3 市民や議会への情報提供.....	26
4 職員の意識改革.....	26

# 第1章 はじめに

## 1 方針策定の背景と目的

本市では、高度成長期以降、人口の急激な増加に伴い必要とされる公共建築物やインフラを整備してきましたが、その多くが昭和50年代頃に整備されたものであることから、今後、老朽化等による大規模な修繕や建替え等の更新時期が集中する事が予測され、施設を安心・安全に維持管理していくには多額の費用が必要となると見込まれています。

一方、財政面においては、少子高齢化による人口減少が進む中、厳しい財政運営が予測されます。しかしながら、行政サービス提供の場である公共施設においては、限られた予算の中で施設の機能を維持し、更には今後の新たな住民ニーズに適応した行政サービスを提供していく必要があります。

これらの課題は、他の地方公共団体でも同様の問題であり、平成25年11月に、国のインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議において、国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進する「インフラ長寿命化基本計画」が策定されました。それにより、各施設を管理・所管する者はインフラ長寿命化計画を策定し、計画に基づき、点検・修繕・更新等を効率的かつ効果的に実施することが求められました。

また、平成26年4月には、総務省より「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が示され、公共施設の現況及び将来の見通しや、総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針などを定めた「公共施設等総合管理計画」を策定することが地方自治体に要請されました。本市においても、平成26年8月に「藤枝市アセットマネジメント基本方針」を策定し、将来の負担軽減や都市経営上の健全性を維持するため、計画的な維持管理により、公共施設の長寿命化を推進してきました。

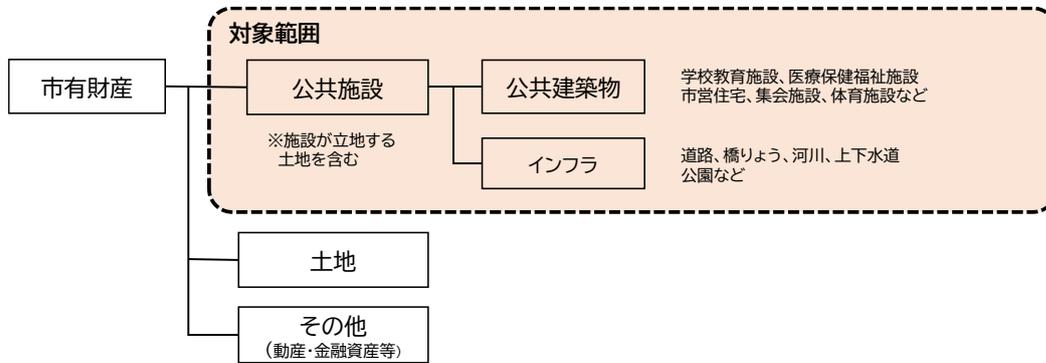
このたび、国が示した「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針(平成30年2月改訂)」や施設分類ごとの長寿命化計画を踏まえた改訂を実施し、将来世代へより良い公共サービスを提供し続けていくため、引き続き、公共施設マネジメントの取り組みを推進していくものです。

## 2 計画期間

本方針の計画期間は、公共施設の維持管理、更新等が長期間に及ぶことから、平成29年度から令和28年度までの30年間とします。

### 3 対象範囲

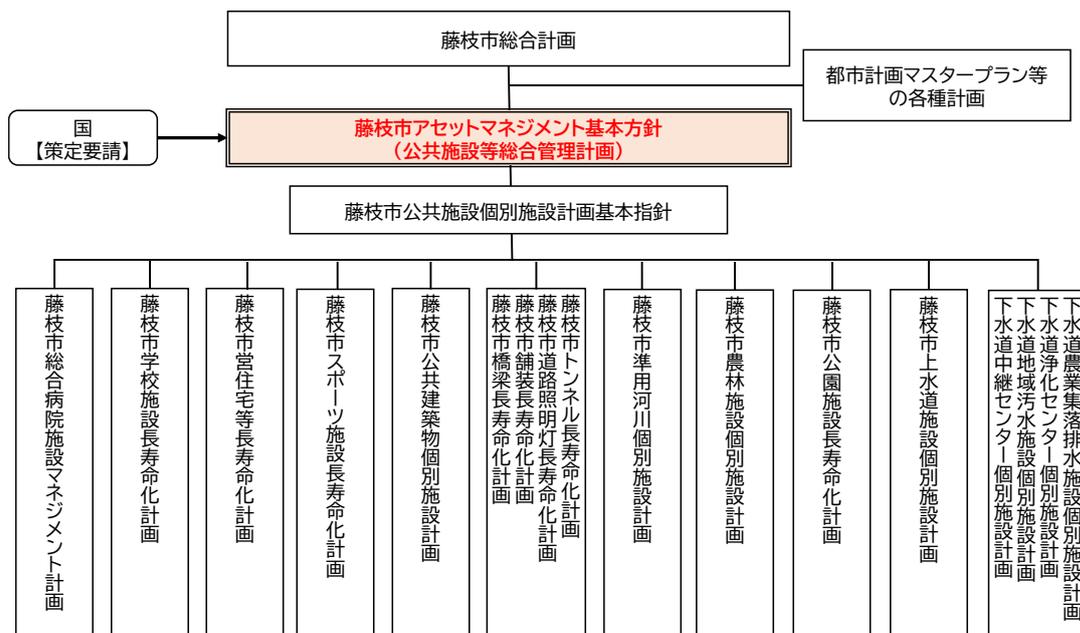
本方針の対象は、本市の所有する財産のうち、全ての公共施設を対象とします。



### 4 方針の位置づけ

本方針は、本市公共施設全般にわたる総合的な管理に関する基本計画となるため、本市の最上位計画である総合計画の個別計画として、各種計画と整合を図りながら、国が策定を要請する「公共施設等総合管理計画」として策定するものです。

また、施設分類ごとの長寿命化計画(個別施設計画)と施設管理に関する基本的な方針と施設マネジメントの実施スキームを横断的にとりまとめた「藤枝市個別施設計画基本指針」の上位計画となります。



## 5 ローカルSDGsの推進

国連が提唱しているSDGs（Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標）の実現に向けて、本市として取り組むべき目標を本市独自のローカルSDGsとして17の目標を設定しています。

本方針は行政サービスを提供する社会基盤である公共施設に関するものであり、市民の暮らしを支える公共施設を適切に維持管理することで、持続可能なまちづくりを進め、それぞれの目標達成に貢献することを目指します。



## 第2章 本市の状況

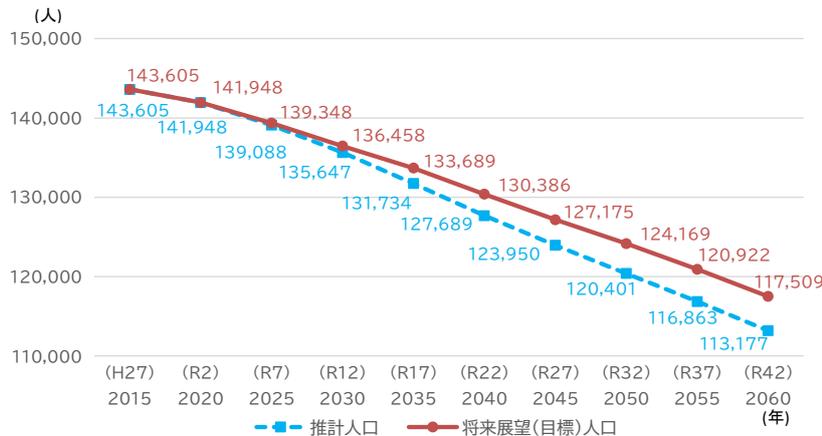
### 1 人口推移

全国的に人口が減少する自治体が多いなか本市では、他市に先駆け人口減少・少子高齢化社会を見据えた施策に重点的に取り組んだ成果から、子育て世代の転入者が増加してきました。しかしながら、多くの自治体と同様に将来的には人口が減少することが想定されています。

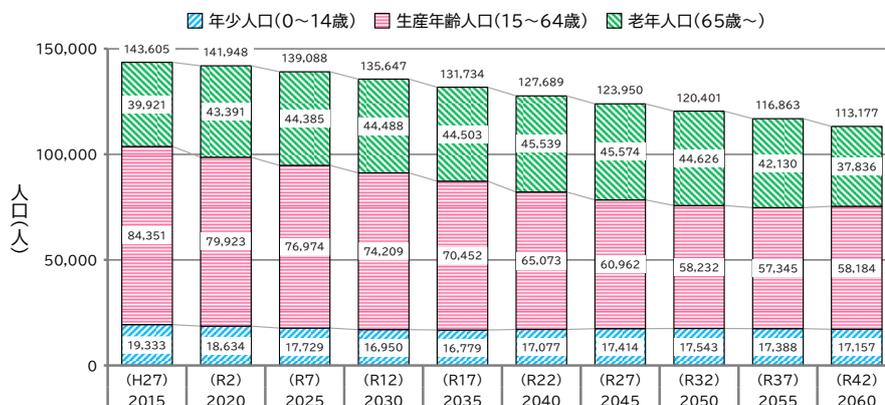
本市でも、持続可能なまちづくりを進めることで地方創生を果たすことを目指し、「第2期ふじえだ健康都市創生総合戦略(藤枝市まち・ひと・しごと創生総合戦略)」を策定しており、このなかで人口の将来展望(目標)としては、合計出生率の上昇と若者世代の転入、社会動態の均衡を実現することにより、人口減少を抑制し、令和42(2060)年の将来展望人口を約117,500人確保することとしています。

市独自推計によると藤枝市の将来人口は、令和42(2060)年で113,177人と平成27(2015)年と比較して30,400人(21.2%減少)の減少することや、生産年齢人口割合の減少と老年人口割合の増加が予測されており、人口構成が変化することが見込まれています。

【2-1-1 図 将来展望(目標)人口】



【2-1-2 図 総人口・年齢区分別人口の将来展望】



出典:ふじえだ健康都市創生総合戦略

## 2 財政状況

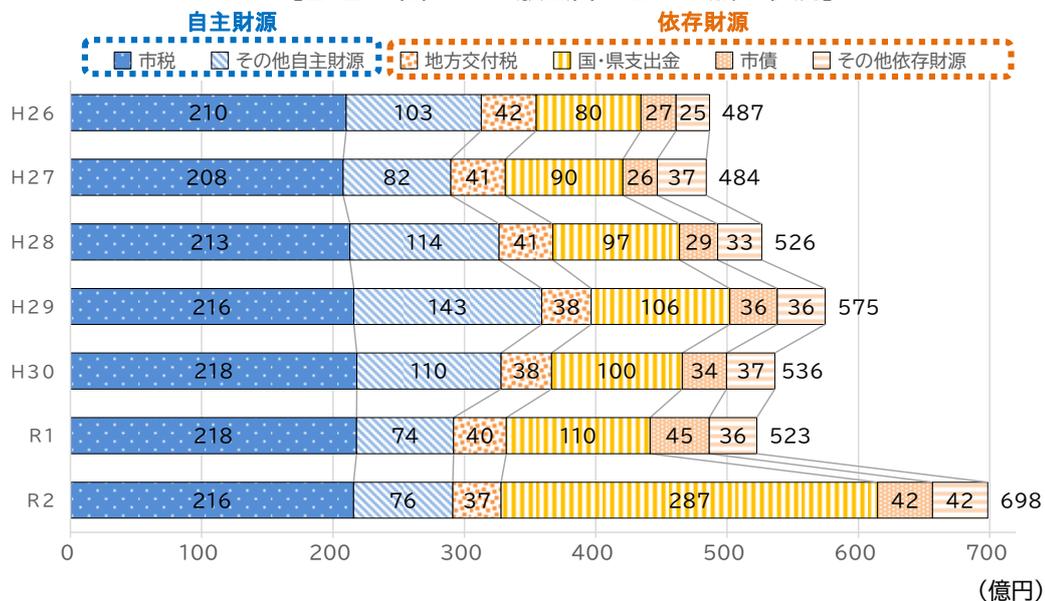
### (1) 歳入

一般会計の歳入総額は平成 26 年度から令和 2 年度の間、約 490 億円から約 700 億円の間で推移しています。

主な自主財源である市税が全体の約 40%前後を占め、その他自主財源と合わせ、毎年の自主財源の割合が依存財源(地方交付税など、国又は県から交付される収入)の割合を上回る財源構成となっています。

※ただし、令和2年度については新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う特別定額給付金等の影響により異なります。

【2-2-1 図 一般会計における歳入状況】



出典：地方財政状況調査関係資料

### (2) 歳出

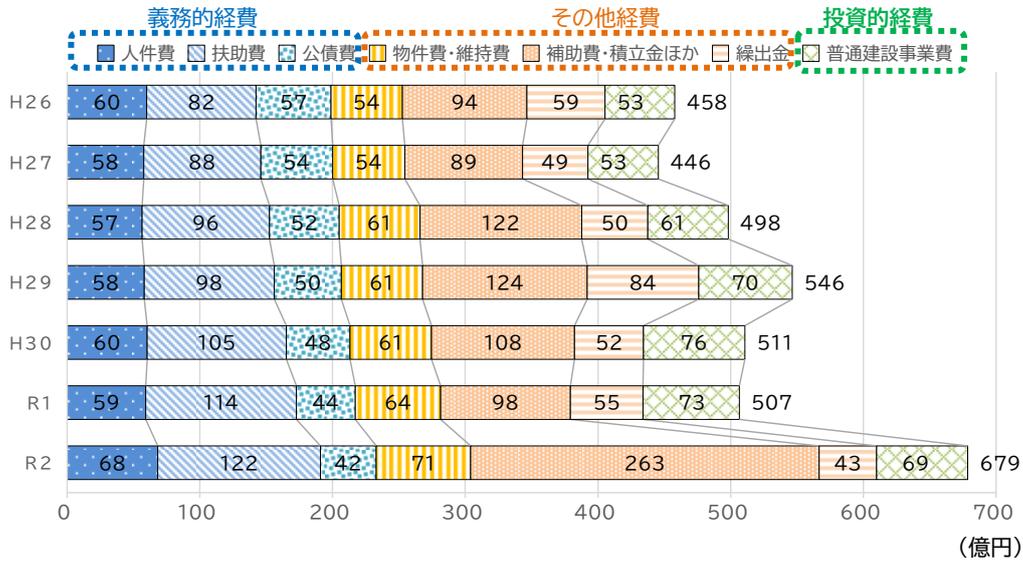
一般会計の歳出総額は平成 26 年度から令和 2 年度の間、約 450 億円から約 680 億円の間で推移しています。

義務的経費<sup>※1</sup>のうち、扶助費<sup>※2</sup>が年々増加傾向にあり、平成 26 年度は 82 億円であったものが、令和 2 年度には 122 億円となり、40 億円(約 48.8%)増加しています。また、投資的経費である普通建設事業費は平成 26 年度に 53 億円であったものが、令和 2 年度には 69 億円となり、16 億円(約 30.2%)増加しています。

※1 義務的経費：支出が義務的で任意では削減できない経費(人件費、扶助費、公債費)

※2 扶助費：社会保障制度の一環として、主に生活保護法や児童福祉法、老人福祉法などの各種法令に基づいて実施する給付に関わる経費

【2-2-2 図 一般会計における歳出状況】



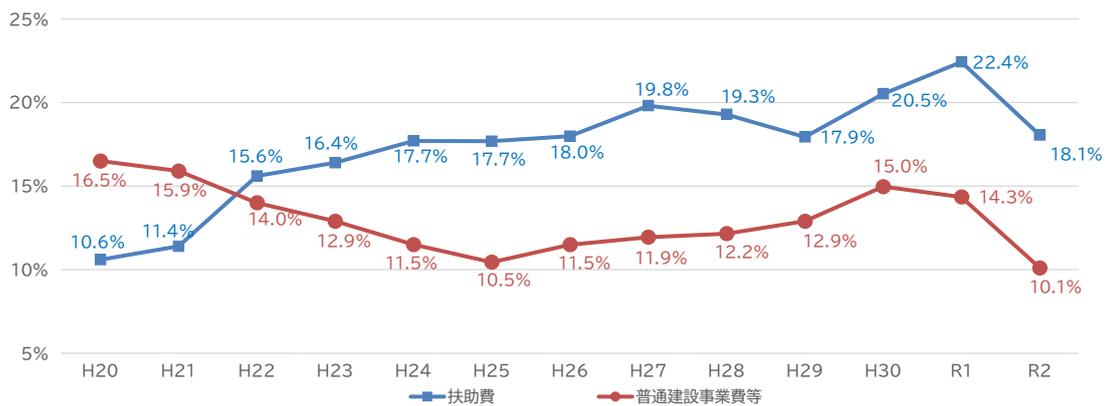
出典：地方財政状況調査関係資料

歳出に占める扶助費の割合の推移を見ると、平成 20 年度は 10.6%であったものが、年々増加し、令和 2 年度には 18.1%に上昇していることがわかります。

一方、施設の維持・更新に必要な普通建設事業費は平成 20 年度の 16.5%から一定の水準を推移し、令和 2 年度は 10.1%となっています。

将来一層高齢化が進むことを踏まえると、扶助費はさらに増加すると考えられ、財政状況を圧迫させる要因となることが想定されます。

【2-2-3 図 歳出に占める扶助費及び普通建設事業費等の割合の推移】



出典：地方財政状況調査関係資料

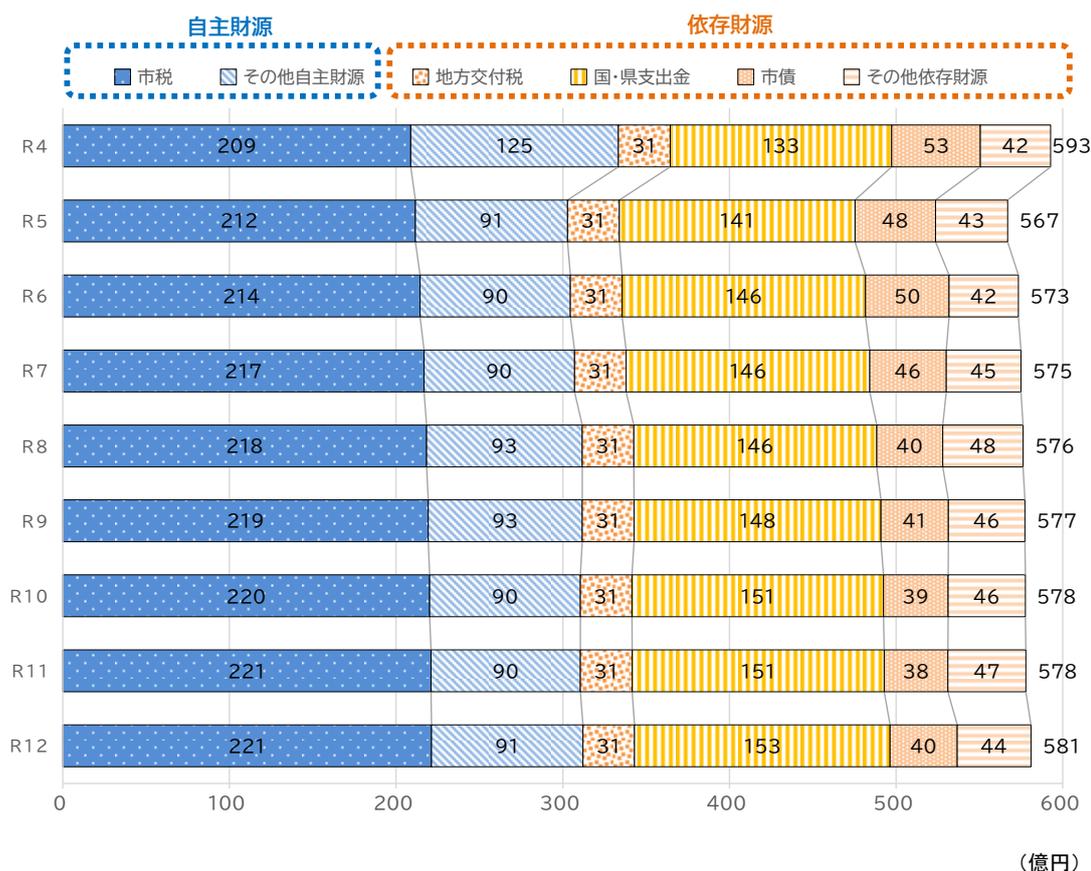
### 3 人口推移を踏まえた財政状況に関する考察

歳入面については、生産年齢人口の減少に伴う担税力の縮小により個人市民税の大幅な増額は期待できない状況にあります。また、法人市民税については企業業績の影響を大きく受けるため、昨今の世界的な経済状況等を見れば、的確な予測が困難な状況にあり、財源の確保が一層厳しくなることが予想されます。

一方、歳出面では、義務的経費のうち人件費については一定の水準をしていますが、今後も少子高齢化に伴う扶助費等の義務的経費が増加していくことが見込まれています。

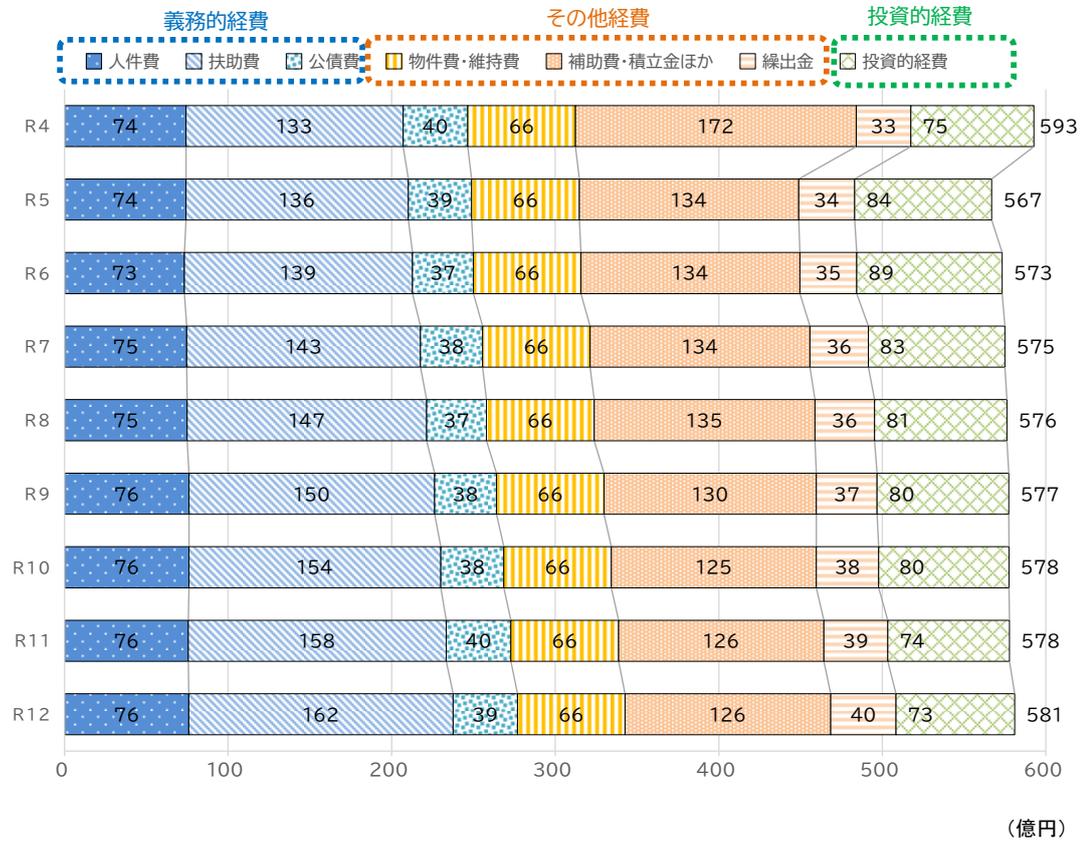
以上のことから、本市の財政状況は、今後、より厳しいものとなっていくと考えられ、財政の自立と安定を図るため、積極的な歳入確保を進めることや、事務事業の創意工夫・効率化による歳出抑制、資産の有効活用が求められています。

【2-3-1 図 中期財政計画における一般会計歳入推計】



出典：第6次藤枝市総合計画

【2-3-2 図 中期財政計画における一般会計歳出推計】



出典: 第6次藤枝市総合計画

## 第3章 公共施設の現状と課題

### 1 公共建築物の現状

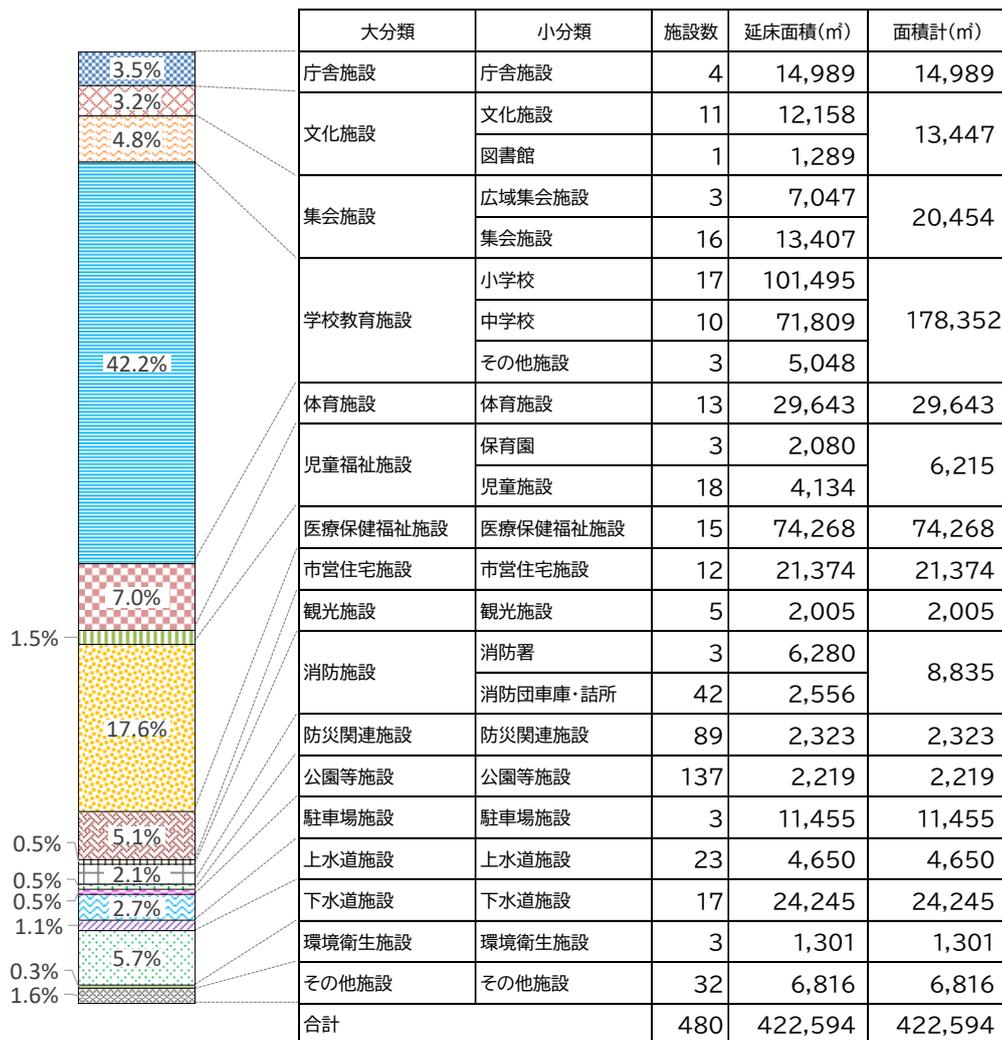
#### (1) 用途別保有状況

市が保有する施設数は480施設、建物数1,097棟、総延床面積は422,594㎡、市民一人当たりでは2.94㎡※となっています。

用途別では、学校教育施設(178,352㎡、42.2%)が最も多く、続いて医療保健福祉施設(74,268㎡、17.6%)となっており、この2つの用途だけで全体の6割近くを占めていることがわかります。

(※)市民一人当たり面積の算定は、令和3年3月末時点の住民基本台帳人口(143,765人)を使用。

【3-1-1 図 公共建築物用途別保有状況(令和3年3月末時点)】



※:延床面積の合計値は小数第1位を四捨五入しているため、合計は一致していません。

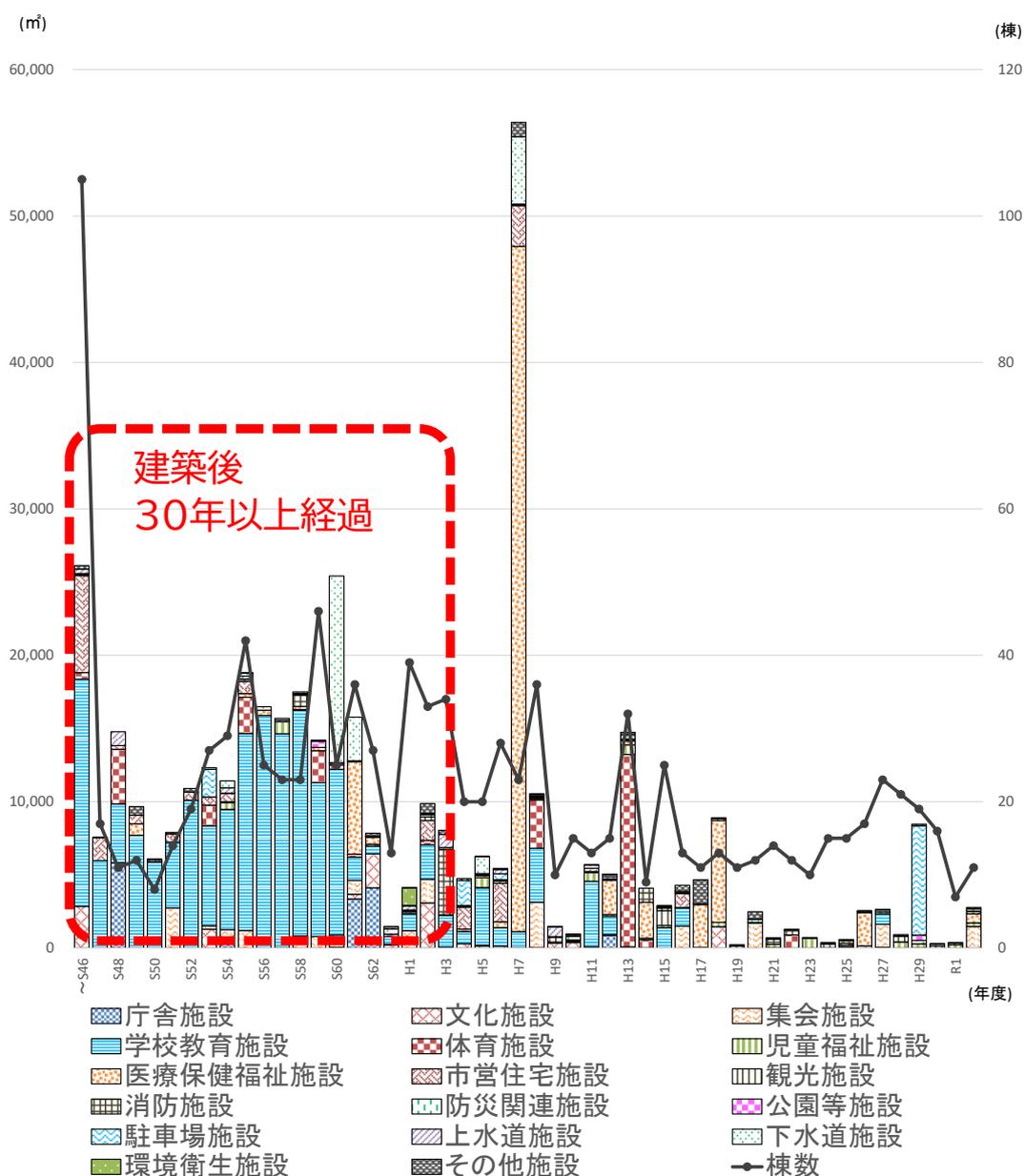
※借受施設(駅南図書館、産学官連携推進センター等)は考慮していません。

## (2) 築年別整備状況

本市の公共建築物は、人口の増加に伴い整備され、特に学校教育施設の多くが昭和50年代に建築されています。

これらの施設を含め、建築後30年以上(平成2年度以前に建築)が経過した施設の延床面積が253,945㎡で、全体の6割を占めており、今後、老朽化による大規模修繕や建替えなど、多くのコストを必要とすることが予想されます。

【3-1-2 図 年度別整備延床面積】



### (3) 施設保有量の推移

本市の公共建築物の延床面積は、本方針策定時点の 408,134 ㎡(平成 27 年 3 月末)から 422,594 ㎡(令和 3 年 3 月末)になり、14,460 ㎡増加しています。

【3-1-3 表 主な公共建築物の増減(平成 28 年 4 月以降)】

区分	施設名称等
増加	藤枝市庁舎(南館 858 ㎡、別棟 703 ㎡) 葉梨地区交流センター(1,481 ㎡) 放課後児童クラブ(6 施設 1,126 ㎡) 藤枝駅北口駐車場(7,472 ㎡) 藤枝市立総合病院低侵襲手術室(601 ㎡)
減少	市営住宅(4 団地 1,269 ㎡) 集会施設(3 施設 342 ㎡)

## 2 インフラの現状

### (1) インフラの保有状況

インフラ資産は、生活および産業の基盤となる公共施設であり、市民生活や地域の経済活動を支えてきました。

本市の主なインフラ資産の保有量は、下表のとおりとなっています。

【3-2-1 表 主なインフラ資産の保有量（令和3年3月末時点）】

種別	主な施設	施設数
道路	道路延長	1,073km
	道路照明灯	1,131 基
	橋りょう	1,240 橋
	トンネル	2 箇所
河川	河川数	69 河川
	河川延長	105km
農林施設	農道	318km
	橋りょう	13 橋
	トンネル	1 箇所
	水門	209 箇所
公園施設	都市公園・緑地等	169 箇所
上水道	管路延長	895km
	配水場	18 箇所
下水道	管路延長	315km
	下水処理場	1 箇所
	中継ポンプ場	5 箇所
	集落排水処理施設	4 箇所
	中継センター	2 箇所
	地域汚水処理施設	5 箇所

## (2) 主なインフラの築年別整備状況

### ① 橋りょうの築年別整備状況

本市が管理する橋りょう 307 橋※の内 29%(88 橋)が、昭和44年以前に架橋され、架橋から 50 年以上を経過しています。橋の寿命は、一般的に 50 年から 80 年とされており、今後 20 年で高齢化が進行し、短期間に多額の修繕・架替えの費用が必要となることを見込まれています。

(※)架橋年不明 930 橋を除いた橋りょう数

【3-2-2 図 橋りょうの架橋年分布】

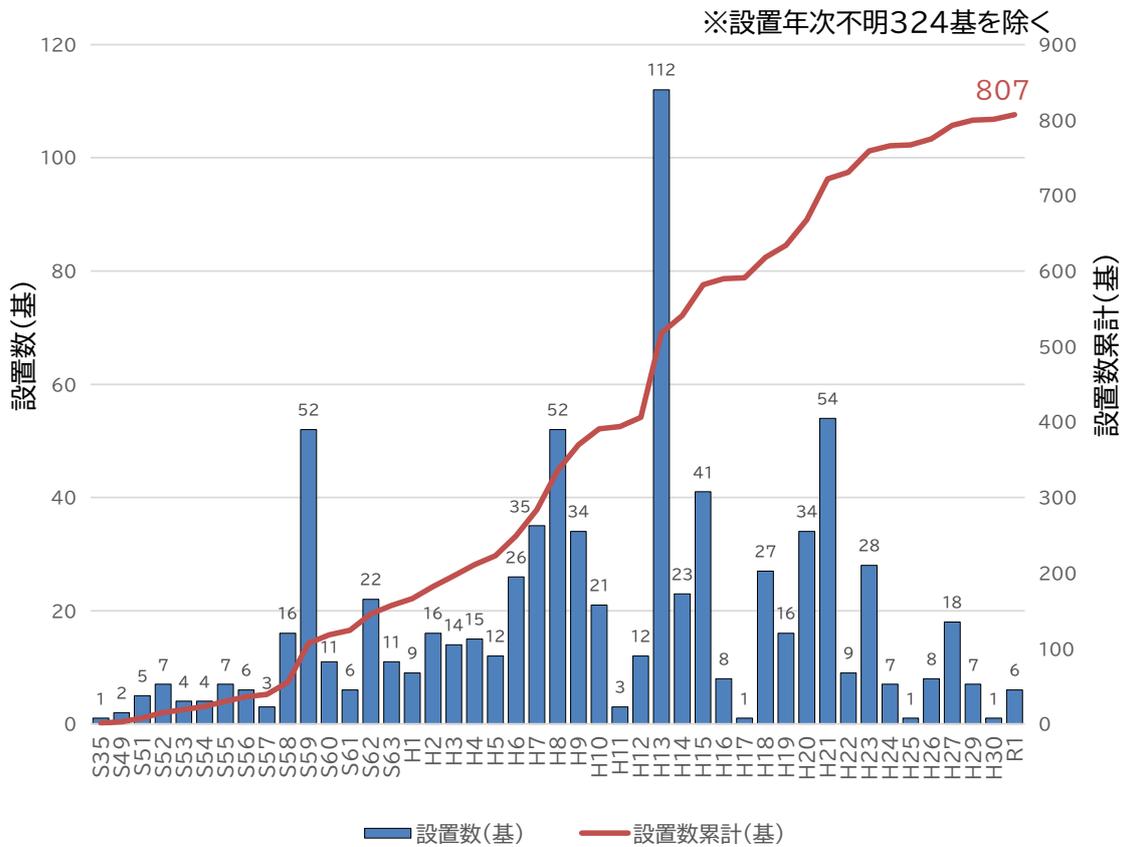


出典：藤枝市橋梁長寿命化計画

② 道路照明灯の築年別整備状況

道路照明灯は主に市道の整備に伴い設置されていますが、本市においては、土地区画整理や住宅開発、都市計画道路や幹線道路整備および総合運動公園整備等の大規模な事業が施行された期間に集中しています。

【3-2-3 図 道路照明灯の年別の設置基数】

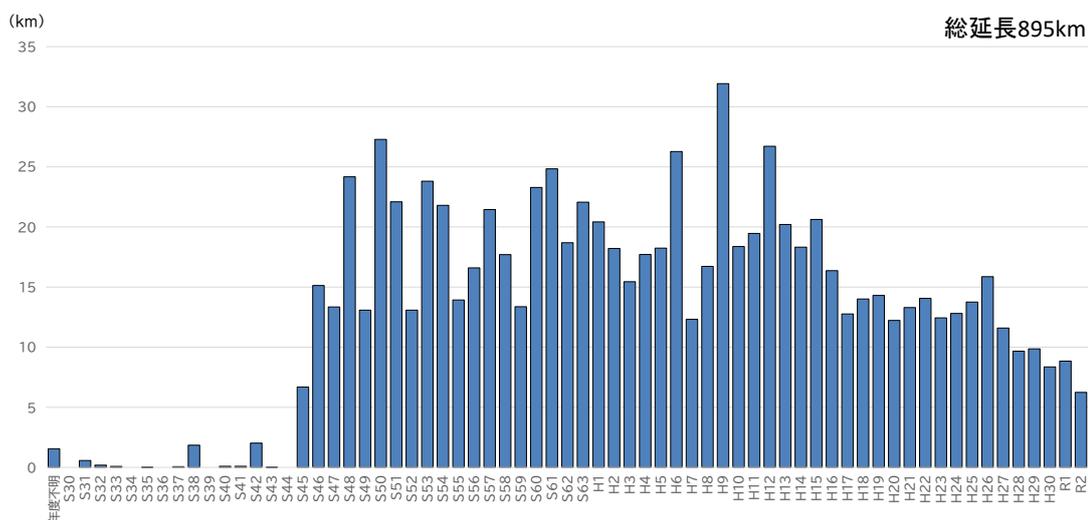


出典：藤枝市道路照明灯長寿命化計画

### ③ 上水道の築年別整備状況

本市の上水道管路は昭和 40 年代以降に整備されています。今後老朽化した管路が増加し、更新に必要な費用が集中することが懸念されています。

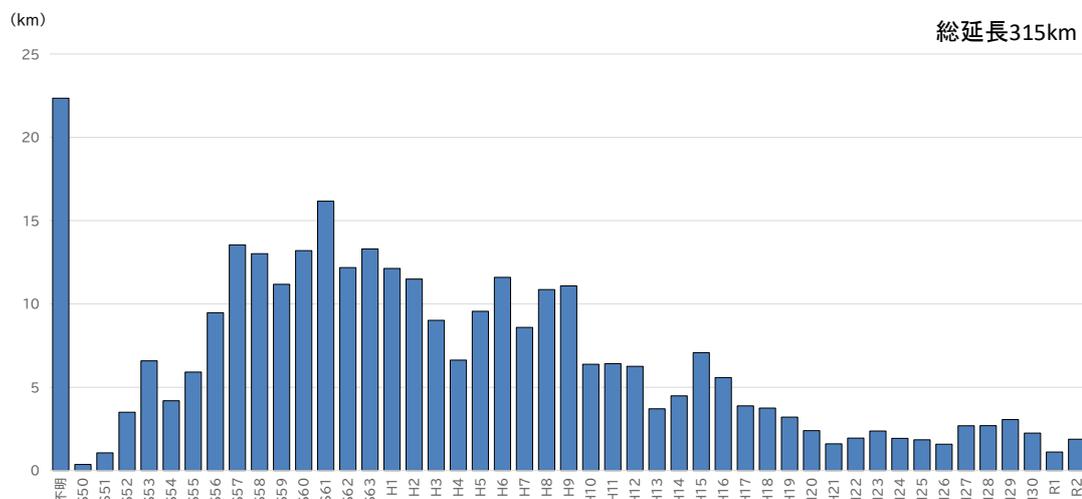
【3-2-4 図 上水道管路の年度別整備延長】



### ④ 下水道の築年別整備状況

本市の下水道管路は昭和 50 年代以降に整備されています。今後老朽化した管路が増加し、更新に必要な費用が集中することが懸念されています。

【3-2-5 図 下水道管路の年度別整備延長】

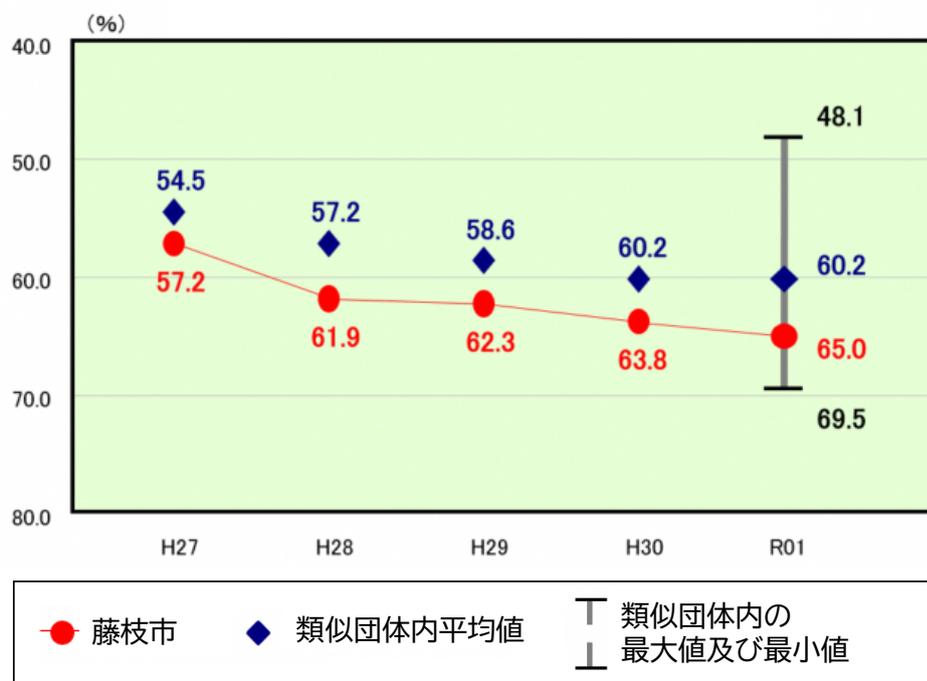


### 3 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は、地方公会計の財務諸表を用いた指標で、土地以外の償却資産（建物や工作物等）の取得価格に対する減価償却の割合を算出することにより、耐用年数に対して、減価償却がどの程度すすんでいるかを全体として把握することができる比率です。

本市の令和元年度の有形固定資産減価償却率は65.0%で、類似団体平均よりも高く、上昇傾向にあります。主な要因としては、学校教育施設やインフラの多くが昭和40～50年代に集中して整備されるなど、主要な公共施設の多くが築年数を経過している状況にあるからです。

【3-3-1 図 有形固定資産減価償却率の推移】



出典：地方財政状況調査関係資料

【3-3-2 図 有形固定資産減価償却率算定式】

算定式	
有形固定資産 減価償却率	$= \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計} - \text{土地等の非償却資産} + \text{減価償却累計額}}$

## 4 公共施設の課題

### (1) 老朽化への対応と安全性の確保

本市の公共施設は人口増加に合わせて整備が進められてきましたが、経年による施設の老朽化が進行することが見込まれています。今後も継続的に行政サービスを提供するためには、施設を適切な状態で維持管理することが求められます。

特に、大型台風や集中豪雨等の災害が近年増加しており、災害発生時においても市民の命と暮らしを守るため、公共施設の維持管理は危機管理対策を念頭において、計画的に適切な措置を講じることが必要になります。

### (2) 限られた財源での対応

本市では、人口減少と少子高齢化に伴い、税収の減少や扶助費の増大が予想されています。限られた財源の中で公共施設を適切に維持するためには、より一層コスト縮減を図るとともに、特定年度に偏らない計画的な措置の実施と、財源の確保が求められます。

また、人口構造や社会環境の変化に伴い、必要とされるサービスも変化していることから、今後は行政サービスの水準を確保することに留意しながら、施設の規模や配置、運営や管理のあり方を検討することが必要になります。

### (3) “新たな日常”と“脱炭素社会”への対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、従来の生活では考慮していなかった感染予防に留意した新しい生活様式への対応が求められます。

ウィズコロナ、アフターコロナ時代の“新たな日常”や“デジタル社会”に対応し、多様化する市民ニーズを的確に捉え、全ての人が安全で快適に利用できるよう公共施設の機能充実を図ることが必要になります。

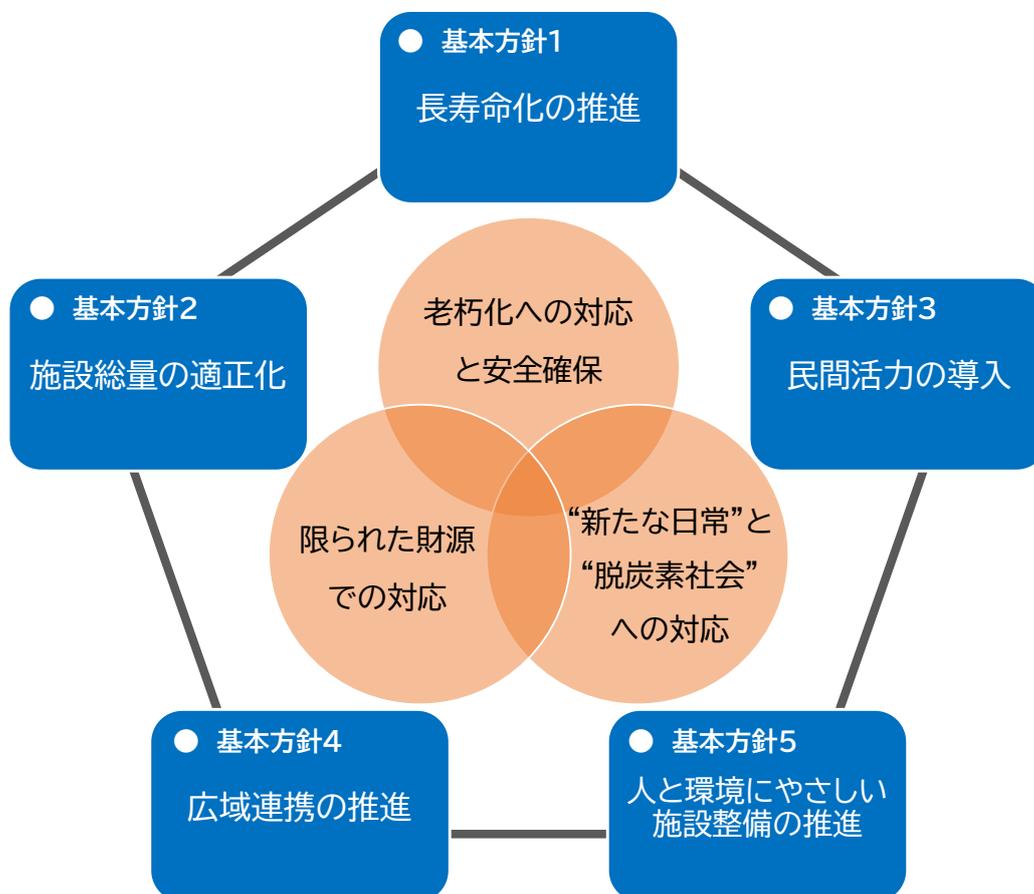
また、本市では脱炭素社会に向けて令和 32(2050)年までに温室効果ガス排出実質ゼロに取り組む「ゼロカーボンシティ」の表明を行っており、公共施設の整備や維持管理においても地球温暖化対策が求められています。

## 第4章 公共施設の管理に関する基本的な考え方

### 1 アセットマネジメントの5つの基本方針

公共施設の現状と課題を踏まえ、将来にわたって行政サービスの水準を低下させることなく提供し続けていくため、以下の5つの基本方針を柱として、公共施設全体の適正管理を推進します。

【4-1-1 図 アセットマネジメントの5つの基本方針】



### 基本方針 1 長寿命化の推進

- 安全・安心して利用できるよう、定期的な調査・点検により施設の状況を把握し、中長期的な視点に立った適切な維持管理を行います。
- 施設を適切に維持管理するために必要な財源の確保と財政負担の平準化を行います。

### 基本方針 2 施設総量の適正化

- 市民ニーズや機能・効果などを踏まえ、サービス水準を確保しつつ、施設総量の適正化を推進します。
- 将来的に利用されなくなった施設については、用途変更や複合化、廃止等を行うことにより施設総量の適正化を図ります。

### 基本方針 3 民間活力の導入

- 施設の整備や管理に、民間事業者等の資金やノウハウを活用することで、効果的かつ効率的に行政サービスを提供します。
- 維持管理に関するコストを比較検討し、民間施設の活用を含めた効率的な運営に努めます。

### 基本方針 4 広域連携の推進

- 広域的に利用されている施設の利用状況を検証し、利活用の連携を図ります。
- 施設やインフラの整備時において、国・県や周辺自治体における公共施設の機能や将来計画等を考慮します。

### 基本方針 5 人と環境にやさしい施設整備の推進

- 多様化する市民ニーズへの対応や“新たな日常”に対応したデジタル化など、全ての人が快適に利用しやすい公共施設を目指し、ユニバーサルデザイン化を推進します。
- 公共施設の省エネルギー化や再生可能エネルギー設備の導入など、グリーン化を推進し、環境負荷の低減を図ります。

## 2 アセットマネジメント基本方針の具体的な取組

### (1) 基本方針 1 長寿命化の推進 の具体的な取組

#### ① 公共施設の適切な維持管理

公共施設の実態調査や点検・診断を行い、施設の劣化度や劣化範囲を把握することにより、長期的な修繕計画(個別施設計画)を作成するとともに、予防保全<sup>※1</sup>を計画的に実施し、ライフサイクルコスト<sup>※2</sup>の縮減と財政負担の平準化を図り、公共施設の長寿命化を推進します。

また、ドローン、ICT(情報通信技術)やAI(人工知能)などの新技術を活用し、効率的な維持管理に取り組みます。

#### 点検・診断の取組(新技術の導入)

##### ■河川水位観測システムの導入

市内の河川に水位計を設置し、インターネットを通じて計測データを把握する河川水位観測システムを導入し、施設の管理に役立てています。



##### ■橋りょう点検業務効率化

タブレット端末の活用等により、橋りょう点検業務の効率化を図る実証実験を実施し、維持管理業務へのデジタル技術活用を検討しています。

#### ② 安全・安心の確保

市民が利用する公共施設は安全・安心して利用することができるよう施設を適切に維持管理する必要があります。特に、地震等の災害時の主な避難所となる学校教育施設や集会施設などは、引き続き耐震性を維持し、道路・橋りょう等についても都市基盤の機能低下を最小限に食い止めるため、計画的に耐震化や修繕を実施します。

また、学校教育施設や児童福祉施設では、子どもたちが安全・安心して利用でき、健康で快適に利用できることが求められる施設であることから、安全確保に留意した維持管理を推進します。

※1 予防保全 :定期的な点検等で、建物の状態を把握し、予防的な維持管理を行うことによって、建物を適切な状態で長く使用できるようにすること。

※2 ライフサイクルコスト:施設等の設計費や建築・建設費だけでなく、維持、管理運営改修、解体処分に至るまでに必要な総経費。

### ③ 公共施設の長寿命化にあたっての財源の確保

施設の長寿命化と機能性維持に不可欠な設備更新を実施するため、国・県支出金や市債を活用するとともに、特定目的基金の活用により、財政負担の平準化と財源の確保に取り組めます。

#### 財源確保の取組

公共施設等の計画的な保全及び更新等に必要な経費の財源に充てるため、市債（公共施設等適正管理推進事業債）を活用しています。また、特定目的基金（公共施設等総合管理基金）を平成 28 年度に設置し、積立を行っています。

#### ■公共施設等適正管理推進事業債の活用実績

年度	起債額(千円)	件数
平成 30 年度	137,800	17
令和元年度	331,300	17
令和 2 年度	112,900	6
合計	582,000	40

#### ■公共施設等総合管理基金

年度	残高(千円)
令和 2 年度	709,205

## (2) 基本方針 2 施設総量の適正化 の具体的な取組

今後財務的な制約の中で持続的な行政サービスを提供するには、市民ニーズや機能・効果などを踏まえ、求められるサービス水準や施設保有量の適正化を検討することが必要です。

特に、施設の更新にあたっては、将来的なニーズを考慮し、複合化<sup>※1</sup>や集約化<sup>※2</sup>を検討するなど、最も効果的な適正規模での施設の更新を行います。

また、将来的に有効活用されなくなった施設は用途変更<sup>※3</sup>、複合化、集約化、廃止を検討するものとし、施設の廃止により生じる跡地については、効果的な利活用が見込めない場合には、原則売却します。

#### 施設総量適正化の取組①

##### ■用途変更

(仮称)葉梨放課後児童クラブ:待機児童解消を目的とし、旧葉梨地区交流センターを放課後児童クラブとして活用します。(令和 4 年度開設予定)

※1 複合化 :用途が異なる複数の施設を1つの建物にまとめること。

※2 集約化 :用途が同種あるいは類似している複数の施設を1つの建物にまとめること。

※3 用途変更:これまでの用途を変更し、他の用途のために建物を使用すること。

## 施設総量適正化の取組②

### ■廃止

老朽化の状況や機能等を踏まえ、施設を廃止しています。

施設の名称	延床面積(m <sup>2</sup> )	年度
市営住宅外川原1号団地	351	平成 28 年度
市営住宅外川原2号団地	281	平成 28 年度
市役所倉庫	270	平成 29 年度
市営住宅石丸団地	212	令和元年度
市営住宅瀬戸川団地	427	令和元年度

## (3) 基本方針 3 民間活力の導入 の具体的な取組

### ① 民間ノウハウの活用

公共施設の整備、管理・運営において、PPP/PFI<sup>※1</sup>等の手法(官民連携)や指定管理者制度を導入するなど、民間の持つノウハウを活用し、より効果的かつ効率的に行政サービスを提供します。

### 民間ノウハウの活用の取組

#### ■PPP/PFIの導入

- ・藤枝市立駅南図書館:民間事業者が市所有地を借地し、建設した施設の一部を賃借し、図書館を設置・運営しています。
- ・藤枝市浄化センター:PPPにより浄化センターに発電施設を設置する民間事業者に消化ガスを売却し、売却料等を維持管理費に充当しています。

#### ■指定管理者制度の活用

- ・市が管理・運営する施設で指定管理者制度を 24 施設に導入し、経費の削減及び市民サービスの向上を図っています。(令和 2 年度末現在)

※1 PPP/PFI:PPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ)、PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)の略称。PPPとは、公民が連携して公共サービスの提供を行う枠組み全体のことであり、その手法の一つにPFIという、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うものがある。

## ② 民間施設の活用

公共施設を保有せずに施設を借上げる形で、行政サービスを提供することで、トータルコストの縮減や事業期間やニーズの変化に柔軟に対応することができることから、財政的にも効率性が高いと判断された場合は、民間施設の活用を検討します。

### 民間施設の活用の取組

- ・市営住宅(借上型公営住宅):民間事業者が建設する賃貸住宅を市が一定期間借上げを行い、6団地81戸を市営住宅として運営しています。(令和2年度末現在)

## (4) 基本方針4 広域連携の推進の具体的な取組

広域的に利用されている施設の状態を検証し、機能分担の充実や周辺自治体との広域連携を強化し、施設の利活用促進を図ります。

また、施設やインフラの整備時において、国・県や周辺自治体における施設の機能や将来計画等を考慮するなど、広域的視野をもって検討を行います。

## (5) 基本方針5 人と環境にやさしい施設整備の推進の具体的な取組

### ① ユニバーサルデザイン化の推進

年齢や障害の有無などに関わらず、誰もが安全で安心して快適に利用することができるユニバーサルデザインの考え方に基づく公共施設の整備を推進します。

また、“新たな日常”や“デジタル社会”に対応し、各種手続きのオンライン化など、行政サービスのデジタル化に向けて、公共施設の機能充実を図り、市民の利便性を向上します。

### ② 環境負荷低減の推進

「環境日本一のまち」を目指し、再生可能エネルギー設備(太陽光発電設備など)や省エネルギー設備の導入、環境にやさしいエネルギーの採用など、公共施設のグリーン化を推進します。

また、施設の計画、設計、施工及び維持管理の各段階において環境への配慮を意識して取り組み、環境にやさしい製品の使用などにより、環境負荷低減を推進します。

### 環境負荷低減の推進の取組

- ・公共施設への再生可能エネルギー設備設置数 23施設 1,452.95kw  
(令和2年度末現在)

### 3 公共施設の長寿命化対策に係る経費見込み

既存の公共施設を耐用年数経過時に単純更新した場合にかかる費用を試算したところ、令和4年度から令和13年度までの10年間で約564億円(年平均56.4億円)、令和4年度から令和28年度までの25年間で約1,986億円(年平均81.7億円)と推計されます。

一方、今後同期間に長寿命化の対策を進めた場合の費用は、令和4年度から令和13年度までの10年間で約271億円(年平均27.1億円)、令和4年度から令和28年度までの25年間で約583億円(年平均23.3億円)と推計されます。

長寿命化の対策を行うことで、公共施設を単純更新した場合と比較して、今後10年間では約293億円、今後25年間では約1,403億円の効果額を見込んでいます。

【3-5-1表 今後の公共施設等の長寿命化対策に係る経費の見込み】

(億円)

(令和4年度から10年間)

		耐用年数経過時に 単純更新した場合 (①)	長寿命化対策に 係る費用 (②)	長寿命化対策の 効果額 (②-①)	《参考》 現在要している経費 (過去3年平均)
一般 会計	建築物 (a)	145.7	52.4	△93.3	10.9
	インフラ施設 (b)	125.7	57.5	△68.2	7.2
	計 (a+b)	271.4	109.9	△161.5	18.1
公営事業 会計	建築物 (c)	35.2	29.5	△5.7	0.8
	インフラ施設 (d)	256.9	131.3	△125.6	11.4
	計 (c+d)	292.1	160.8	△131.3	12.2
建築物計 (a+c)		180.9	81.9	△99.0	11.7
インフラ施設計 (b+d)		382.6	188.8	△193.8	18.6
合計(a+b+c+d)		563.5	270.7	△292.8	30.3

(億円)

(令和4年度から25年間)

		耐用年数経過時に 単純更新した場合 (①)	長寿命化対策に 係る費用 (②)	長寿命化対策の 効果額 (②-①)	《参考》 現在要している経費 (過去3年平均)
一般 会計	建築物 (a)	750.8	128.4	△622.4	10.9
	インフラ施設 (b)	323.7	115.1	△208.6	7.2
	計 (a+b)	1,074.5	243.5	△831.0	18.1
公営事業 会計	建築物 (c)	55.4	32.7	△22.7	0.8
	インフラ施設 (d)	855.9	306.7	△549.2	11.4
	計 (c+d)	911.3	339.4	△571.9	12.2
建築物計 (a+c)		806.2	161.1	△645.1	11.7
インフラ施設計 (b+d)		1,179.6	421.8	△757.8	18.6
合計(a+b+c+d)		1,985.8	582.9	△1,402.9	30.3

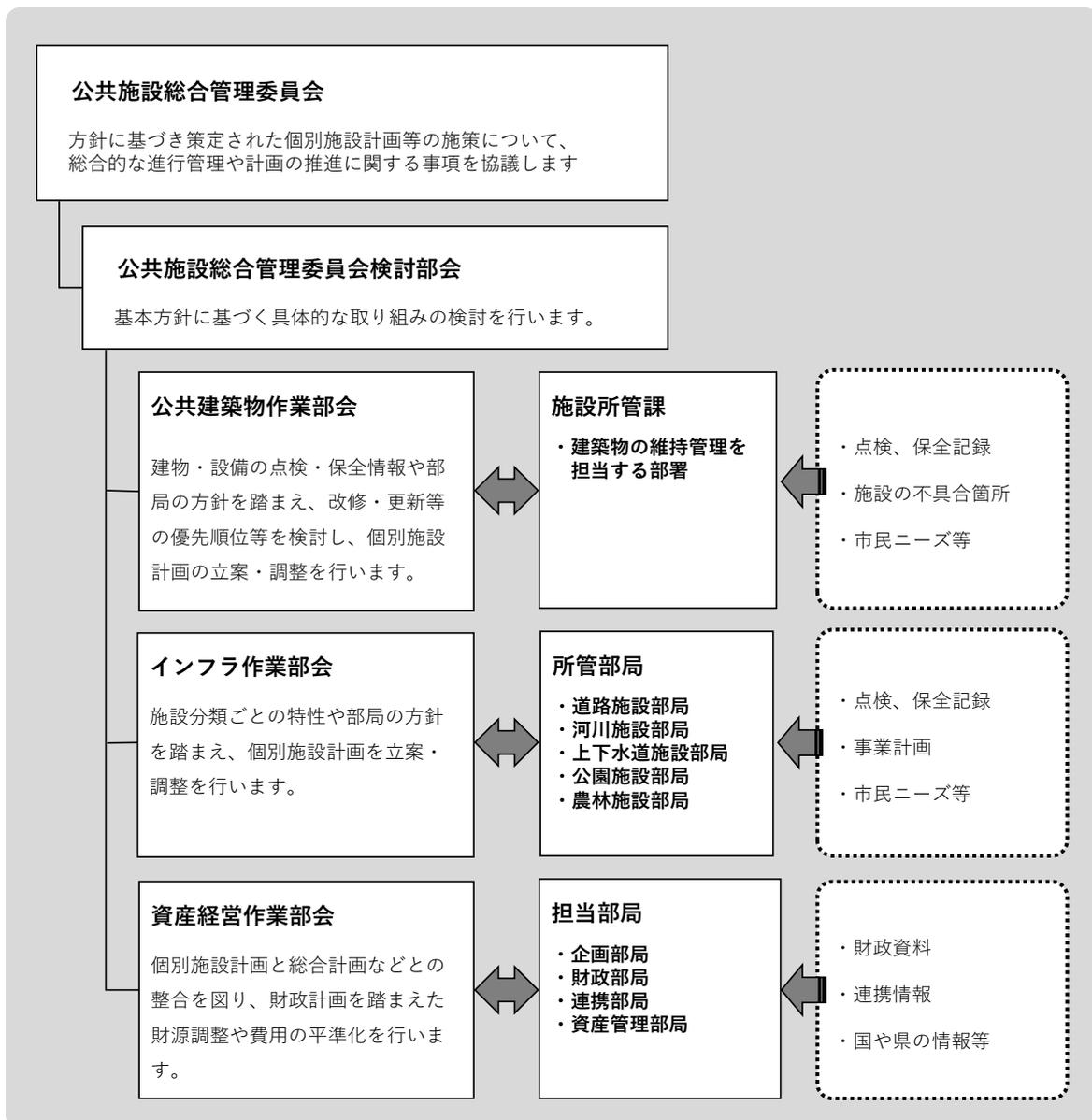
※公営事業会計: 駐車場事業特別会計、病院事業会計、水道事業会計、下水道事業会計

## 第5章 実行体制の整備

### 1 アセットマネジメントの推進体制

各施設所管課だけではなく、部局横断的に総合的かつ計画的な視点で本方針を実行する体制によりアセットマネジメントを推進します。また、施設分類ごとに策定した個別施設計画に基づき、計画的な改修・更新等を実施することにより公共施設の長寿命化と改修・更新等費用の平準化や縮減を図ります。

【4-4-1 図 推進体制】

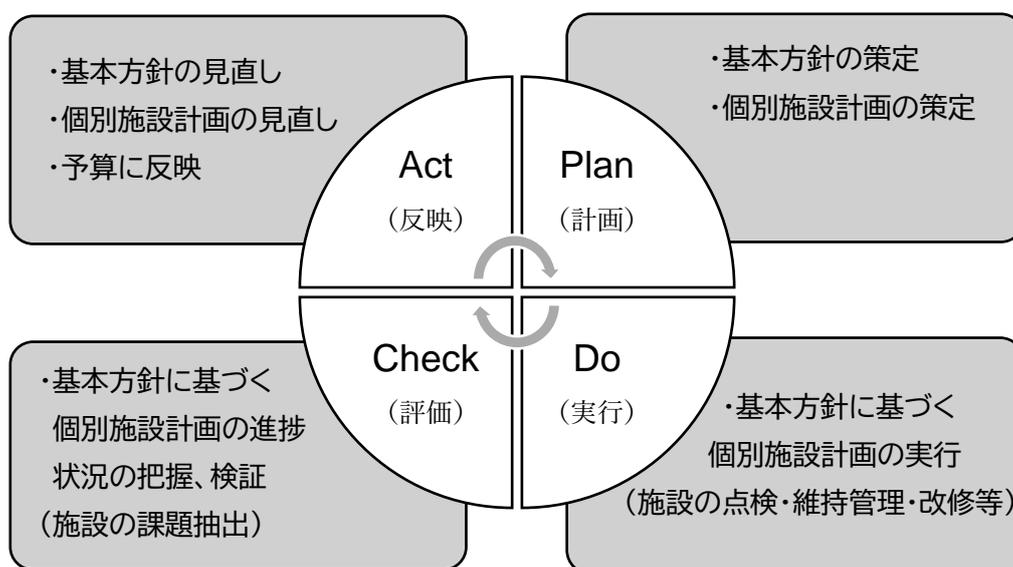


## 2 フォローアップ

本方針及び施設分類ごとの個別施設計画に基づき、取組成果の評価や効果の検証を行いながら、アセットマネジメントを継続的に推進します。

また、本方針の見直しについては、藤枝市総合計画の策定期間や施設分類ごとの個別施設計画、その他社会情勢の変化に対応し、適宜実施します。

【4-4-2 図 PDCA サイクル】



## 3 市民や議会への情報提供

市民と行政が公共施設に関する情報や問題意識を共有し、将来の公共施設のあり方について、幅広く議論を進めていくことが重要となります。特に、公共施設の再配置等は、まちづくりのあり方に関わるものであることから、市民や議会への十分な情報提供や意見を求め、藤枝市総合計画等とも整合を図りながら計画を実施します。

## 4 職員の意識改革

全庁的にアセットマネジメントを推進するためには、職員ひとりひとりの意識改革が必要になります。

今後も公共施設に関する現状を全職員が把握するとともに、厳しい財政状況のもと、効果的かつ効率的に施設を維持管理し、質の高い行政サービスを提供し続けていくため、研修等を通してコスト意識の高揚等、アセットマネジメントに関する情報の共有に努めていきます。

藤枝市アセットマネジメント基本方針改訂版  
(案)

令和 年 月(改訂)

藤枝市 財政経営部 資産管理課  
〒426-8722 静岡県藤枝市岡出山 1-11-1  
TEL: 054-643-3263